

自宅外証明書類の記入方法とよく見られる不備等について

「自宅外証明書類」は例年不備の多い書類のため、提出時に特に注意いただきたい点を下記にまとめております。なお、この手続きは締め切りまでに証明書類を提出し、不備なく審査が完了した場合にのみ、進学届提出後、初回振込みから自宅外月額が適用されます。不備がないようよくご確認のうえ、提出してください。

●給付様式 35 「自宅外通学申請届」について※学生本人が記入すること。

①「契約期間」「家賃発生年月日」「自宅外への入居日」の記入

・「契約期間」は賃貸借契約書に記載されている契約期間を記入してください。

・「家賃発生年月日」はフリーレントの場合を除き、「契約期間」の初日を記載してください。

(例)

契約期間が 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まであり、家賃が 4 月 1 日分から発生している場合、「家賃発生年月日」は 2026 年 4 月 1 日。

・「自宅外通学申請住所への入居日」には「契約期間」開始日以降の日付を記入してください。

入居日が契約開始日より前になることはありません。

②生計維持者の記入

・日本学生支援機構の奨学金制度における生計維持者とは、学生・生徒の生計を維持する人を指し、原則として父母がこれに当たります。父または母と死別している場合や、父母の離婚等により、父または母と学生・生徒は別生計となっている場合を除き、生計維持者欄には父母(父母ともいる場合2名とも)を記載してください。**父または母が無収入でも生計維持者となります。**

③その他

・「採用候補者決定通知登録番号」欄には、『令和 8 年度大学等奨学生採用候補者決定通知』に記載されている「登録番号」を転記してください。「奨学生番号」、「進学届入力日」は記入不要です。

・さくら寮に入寮される場合は、「自宅外通学住所」欄に寮の住所を記入し、「自宅外への入居日」は 4 月 1 日と記入してください。部屋番号は未定のため、記入不要です。

・「主に通学しているキャンパス住所」は、書類送付先である本学の住所を記入してください。

●「2026年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類」(賃貸借契約書等)について

①提出書類

・提出書類は入学予定者の状況によって異なります。給付様式 35「自宅外通学申請届」3ページ目の確認チャートを使用し、自身が該当する対象区分(A~Gのいずれか)を確認して、提出する必要のある書類を確認してください。

②「賃貸借契約書」の写し

※さくら寮入寮予定の方は「入寮許可書」のコピーを提出してください。

「賃貸借契約書」には、下記の全てが記載されている必要があります。

1. 契約書名
2. 契約期間
3. 家賃
4. 賃貸人(家主や契約業者)と賃借人双方の署名、捺印
5. 入居者の氏名(学生本人名義で賃貸借契約をしている場合は不要)
6. その他、契約内容が全て記載されていること

※賃貸借契約書が複数枚にわたる場合は全ページの提出が必要です。一部分のみを抜粋して提出した場合は書類不備となります。

なお、「賃貸借契約書の写し」に上記事項の記載がない場合は、別途「入居申込書の写し」や「重要説明事項の写し」等、記載のある書類を添えて提出してください。

(例)

- ・「賃貸借契約書」に入居者の記載がなく、「入居申込書」には記載があるので、「賃貸借契約書の写し」と「入居申込書の写し」の両方を提出した…**可**
- ・「賃貸借契約書」に入居者の記載がなく、「重要説明事項」には入居者を含むすべての必要事項が記載されていたので、「賃貸借契約書の写し」の代わりに「重要説明事項の写し」のみを提出した…**不可** ※「賃貸借契約書」は記載内容に不足があつても必ず提出が必要です。この場合は「賃貸借契約書の写し」と「重要説明事項の写し」の両方を提出してください。

③【該当者のみ】領収書・支払実績証明書

- ・契約書の借主が「本人、生計維持者以外の第三者」である場合に提出が必要です。
- ・領収書は、奨学生又は生計維持者宛に発行したもので、自宅外通学を開始した際の年月のものを提出してください。
- ・記載が必要な事項は宛名、家賃を徴収した旨、金額分、何月分家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)、家主の署名と押印、発行日です。

・例年、「何月分の家賃か記載されていない領収書」や「自宅外通学開始月分ではない領収書」の提出による手続きの遅れが見られますので、注意してください。

なお、領収書の提出が出来ない場合は大学ホームページに掲載している「支払実績証明書」を作成し、提出してください。

④契約書の訂正

・証明書類として提出される「賃貸借契約書」等を手書き修正する場合は、本人の訂正印に加えて、書類発行者(貸主又は不動産会社)の訂正印が必要です。